

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成26年11月13日(2014.11.13)

【公表番号】特表2014-511511(P2014-511511A)

【公表日】平成26年5月15日(2014.5.15)

【年通号数】公開・登録公報2014-025

【出願番号】特願2013-540969(P2013-540969)

【国際特許分類】

G 06 F 21/33 (2013.01)

【F I】

G 06 F 21/20 1 3 3

【手続補正書】

【提出日】平成26年9月25日(2014.9.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

通信を可能とするコンピューター実行可能命令を記憶したコンピューター読み取り可能な記憶媒体であって、前記コンピューター実行可能命令が実現するステップは、

対象が属するドメインのドメインコントローラーが、第1のドメイン内のミドルティアコンピューター装置から、前記対象に対してクライアントとして通信するための通信要求を受信するステップと、

前記対象がコンピューター実行可能命令を実行するコンピューター装置と同一のドメイン内にあるかどうかを決定するステップと、

前記対象と通信するための要件を含む1つまたは複数のポリシーを識別するステップであって、前記1つまたは複数のポリシーは前記対象によって確立され、前記対象が属するドメインのドメインコントローラーによって実行されるステップと、

前記ミドルティアコンピューター装置と前記第1のドメインのドメインコントローラーの設定情報を受信するステップと、

受信した前記ミドルティアコンピューター装置と前記第1のドメインのドメインコントローラーの設定情報に基づいて、前記識別された1つまたは複数のポリシーが満足されるかどうかを判定するステップと、

前記通信要求を許可する署名されたサービスチケットを生成するステップと、

を含むコンピューター実行可能命令を記憶したコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

。

【請求項2】

前記1つまたは複数のポリシーのうちの少なくとも1つのポリシーが、前記対象によって確立され、実行され、制御される、請求項1に記載のコンピューター実行可能命令を記憶したコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項3】

前記識別された1つまたは複数のポリシーが満足されるかどうかを判定するステップが、更に、前記1つまたは複数のポリシーに関連付けられた情報を要求するステップを含む、請求項1又は2に記載のコンピューター実行可能命令を記憶したコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項4】

前記コンピューター実行可能命令が実現するステップとして更に、署名された識別子を受信するステップ、前記署名を確認するステップ、および、前記確認が成功した場合前記受信された識別子に署名するステップを含む、請求項1～3のいずれか一項に記載のコンピューター実行可能命令を記憶したコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項5】

前記コンピューター実行可能命令が実現するステップとして更に、前記対象とクライアントとして通信を行うステップを含む、請求項4に記載のコンピューター実行可能命令を記憶したコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項6】

コンピューター実行可能命令を記憶したコンピューター読み取り可能な記憶媒体であって、前記コンピューター実行可能命令が実現するステップは、

対象に対してクライアントとして通信するための通信要求を提示するステップと、

前記コンピューター実行可能命令を実行するコンピューター装置の識別情報と、クライアントの識別情報を提示するステップと、

システムの設定ステータスが用いられるかについての情報を含む設定情報を送ることによって、ポリシーが満足されるどうかを確認することを可能とするステップと、

前記通信要求の対象が、署名されたトークンが受信されるドメインと異なるドメインに属するときに、通信要求についての情報を含む前記署名されたトークンを受信するステップと、

前記署名されたトークンを、同一ドメインに属するドメインコントローラーに、前記対象として提示するステップと、

前記ポリシーが満足され、前記対象と同一ドメインに属するドメインコントローラーによって実行されるときに、前記通信要求を許可するサービスチケットを受信するステップと、

を含むコンピューター実行可能命令を記憶したコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項7】

前記コンピューター実行可能命令が実現するステップとして更に、前記署名されたトークンが受信されたときに、前記コンピューター実行可能命令を実行するコンピューター装置の識別情報に対して署名を行うよう要求をすることを実行するステップを含む、請求項6記載のコンピューター実行可能命令を記憶したコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項8】

前記署名されたトークンを、同一ドメインに属するドメインコントローラーに、前記対象として提示するステップが、更に、前記署名されたコンピューター実行可能命令を実行するコンピューター装置の識別情報をも提示することを実行するステップを含む、請求項7記載のコンピューター実行可能命令を記憶したコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項9】

前記コンピューター実行可能命令が実現するステップとして更に、前記コンピューター実行可能命令を実行するコンピューターの識別情報を要求することを実行するステップを含む、請求項6～8のいずれか一項に記載のコンピューター実行可能命令を記憶したコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

【請求項10】

前記コンピューター実行可能命令が実現するステップとして更に、前記対象に対してクライアントとして通信するための第2の通信要求を提示するステップと、前記対象に対してクライアントとして通信するための通信要求に対応して受信した情報と、前記対象に対してクライアントとして通信するための第2の通信要求に対応して受信した情報とを統合するステップと、前記統合した情報を提示するステップとを含む、請求項6～9のいずれか一項に記載のコンピューター実行可能命令を記憶したコンピューター読み取り可能な記

憶媒体。

【請求項 1 1】

クライアントコンピューター装置と、

第1のバックエンドコンピューター装置と第1のドメインコントローラーコンピューター装置とを含む、コンピューター装置のバックエンドティアであって、前記第1のバックエンドコンピューター装置と前記第1のドメインコントローラーコンピューター装置は同一の第1のドメインに属するものと、

第2のドメインコントローラーコンピューター装置とミドルティアコンピューター装置とを含む、コンピューター装置のミドルティアであって、前記ミドルティアコンピューター装置はステップを実行するコンピューター実行可能命令を含み、前記第2のドメインコントローラーコンピューター装置と前記ミドルティアコンピューター装置は同一の第2のドメインに属するものであって、前記ミドルティアコンピューター装置が含むコンピューター実行可能命令が実行するステップは、

前記第1のバックエンドコンピューター装置と通信することを前記ミドルティアコンピューター装置が求めることを、第2のドメインコントローラーコンピューター装置に示すステップと、

前記ミドルティアコンピューター装置の識別子を前記第2のドメインコントローラーコンピューター装置に提供するステップと、

前記第2のドメインコントローラーコンピューター装置から、前記ミドルティアコンピューター装置が前記クライアントコンピューター装置として前記第1のバックエンドコンピューター装置と通信することを求めるこことを示すトークンを受信するステップと、

前記トークンを第1のドメインコントローラーコンピューター装置に与えるステップと、を含み、

前記第1のドメインコントローラーコンピューター装置はステップを実行するコンピューター実行可能命令を含み、前記第1のドメインコントローラーコンピューター装置が含むコンピューター実行可能命令が実行するステップは、

前記第1のバックエンドコンピューター装置が前記第1のドメインコントローラーコンピューター装置も含む前記ドメイン内にあるかどうかを決定するステップと、

前記第1のバックエンドコンピューター装置と通信するための要件を含む1つまたは複数のポリシーを識別するステップであって、前記1つまたは複数のポリシーが前記第1のバックエンドコンピューター装置によって確立されているステップと、

前記1つまたは複数のポリシーの少なくとも一部が満たされているかどうか、前記トークンに基づいて決定するステップと、

前記1つまたは複数のポリシーの少なくとも一部が満たされているかどうかに基づいて、サービスチケットを生成し、署名し、前記ミドルティアコンピューター装置に対し送付するステップと

を含むことを特徴とするシステム。

【請求項 1 2】

前記1つまたは複数のポリシーのうちの少なくとも1つのポリシーが、前記第1のバックエンドコンピューター装置によって確立され、制御される、請求項11に記載のシステム。

【請求項 1 3】

前記ミドルティアコンピューター装置の識別子が、前記第2のドメインコントローラーコンピューター装置によって署名され、前記第1のドメインコントローラーコンピューター装置が、第2のドメインコントローラーコンピューター装置による署名を確認し、前記確認が成功した場合に前記ミドルティアコンピューター装置の識別子に対し署名を行うステップを実行するコンピューター実行可能命令を含む、請求項11又は12に記載のシステム。

【請求項 1 4】

前記第1のドメインコントローラーコンピューター装置が含むコンピューター実行可能

命令が実行するステップは更に、前記確認が成功した場合に、第3のドメインコントローラーコンピューター装置に対して指示を行うステップを含む請求項13に記載のシステム。

#### 【請求項15】

前記ミドルティアコンピューター装置が含むコンピューター実行可能命令が実行するステップは更に、前記第1のドメインコントローラーコンピューター装置に対し前記ミドルティアコンピューター装置の識別子に署名を行うよう要求するステップと、前記署名された前記ミドルティアコンピューター装置の識別子を前記第2のドメインコントローラーコンピューター装置に提示するステップを含む、請求項11～14のいずれか一項に記載のシステム。

#### 【請求項16】

前記コンピューター装置のバックエンドティアが、前記第1のバックエンドコンピューター装置と前記第1のドメインコントローラーコンピューター装置に加えて、第2のバックエンドコンピューター装置とを含み、

前記ミドルティアコンピューター装置が含むコンピューター実行可能命令が実行するステップは更に、前記第2のバックエンドコンピューター装置とクライアントとして通信を行うステップと、前記第1のバックエンドコンピューター装置から受信した情報と前記第2のバックエンドコンピューター装置から受信した情報を統合するステップと、前記統合した情報をクライアントコンピューター装置に提示するステップとを含む、請求項11～15のいずれか一項に記載のシステム。

#### 【請求項17】

ミドルティアコンピューター装置がバックエンドコンピューター装置とクライアントとして通信を行うことを可能とするコンピューター実行可能命令を記憶したコンピューター読み取り可能な記憶媒体であって、前記コンピューター実行可能命令が実現するステップは、

前記バックエンドコンピューター装置がコンピューター実行可能命令を実行するコンピューター装置と同一のドメイン内にあるかどうかを決定するステップと、

前記バックエンドコンピューター装置と通信するための要件を含む1つまたは複数のポリシーを識別するステップであって、前記1つまたは複数のポリシーは前記バックエンドコンピューター装置によって確立され、前記バックエンドコンピューター装置が属するドメインのドメインコントローラーによって実行されるステップと、

前記ミドルティアコンピューター装置が、前記1つまたは複数のポリシーを満足しているか判定するステップであって、前記ミドルティアコンピューター装置が、前記1つまたは複数のポリシーを満足しているか判定するステップは、前記ミドルティアコンピューター装置に前記ポリシーに関連する情報を要求するステップと、どのようなオペレーティングシステムを用いているかに関する情報を含む、前記ミドルティアコンピューター装置の設定情報を受信するステップと、前記どのようなオペレーティングシステムを用いているかに関する情報に基づいて、通信を許可するか否かを決定するステップを含み、

前記ミドルティアコンピューター装置が前記バックエンドコンピューター装置とクライアントとして通信を行うことを許可する署名されたサービスチケットを生成するステップとを含み、

更に、前記バックエンドコンピューター装置が前記ドメイン内にある場合に、前記バックエンドコンピューター装置と通信するための要件を含む1つまたは複数のポリシーを識別するステップ、前記ミドルティアコンピューター装置が、前記1つまたは複数のポリシーを満足しているか判定するステップ、および、前記ミドルティアコンピューター装置が前記バックエンドコンピューター装置とクライアントとして通信を行うことを許可する署名されたサービスチケットを生成するステップを含む、

コンピューター実行可能命令を記憶したコンピューター読み取り可能な記憶媒体。